

第8分科会問題提起／障がい児(者)の権利と心に寄り添う医療・福祉

＝障がい児(者)が生き生きと暮らせる地域(在宅・施設)支援を考える＝

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部より、平成27年11月に出された「障害保健福祉関係伝達事項」に示された平成28年度の障害福祉サービス関係の概算要求額は、1兆1,672億円(昨年比7.6%増)でした。これに基づき障害福祉施策全体の予算確保を図るとしています。また、計画相談支援については、平成27年度の計画作成率は全体として約8割であるが、以前として地方自治体ごとの進捗状況にバラつきが見られるため、適正な支給決定プロセスが確保されるよう、速やかに相談支援体制の整備を図ると共に、厚生労働省として平成28年度以降のセルフプラン作成に関する書式の具体的手順を示すとしています。

平成28年4月で障害者総合支援法は、施行3年後の見直しを迎えます。平成27年12月14日付の社会保障審議会障害者部会報告書では、見直しの基本的な考え方を「新たな地域生活の展開」「障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応」「質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」の三本柱に整理して、同法附則第3条における具体的な見直し事項は「障害福祉サービス支援の在り方」「支給決定の在り方」「意思決定支援の在り方」「成年後見制度利用促進の在り方」「意思疎通に支障のある障害者支援の在り方」「精神障害及び高齢者障害支援の在り方」となっています。また、平成24年10月の「障害者虐待防止法」に続き、平成28年4月より「障害者差別解消法」が施行されます。

このように障がい児(者)を取り巻く福祉制度は、依然として目まぐるしく変化してきていますが、制度施行のみが先行していく中で、担当行政、福祉事業者、しいては、当事者までもが振り回されているような状態です。また、施設としては制度改正に対する職員研修や委員会設置などの体制整備に追われています。しかし、手一杯の業務に追われている福祉現場では、十分な対応が取れているとは言い切れない状況です。必要な職員を早急に増やせるわけもなく、少ない職員の中での荷重介護で済まされている現状では、施設利用者への影響も懸念されかねません。

多くの当事者が地域で暮らすことを切望する中で、今、医療・福祉の現場では、制度内連携・制度間連携・専門職連携と、「連携」「ネットワーク」づくりが急務となっています。しかし、支援する側、される側が線引きされ、当事者が同じ目線から外されて、隔離するかのごとく地域連携ネットワークが確立されているのも現実ではないのでしょうか？地域連携は、本当に当事者の為のものになっているのでしょうか？

支援者の輪が、当事者を連携・ネットワークと言う囲いの中に閉じ込めているようにも思えてなりません。当事者も、社会の中で、何かの役にたちたいと願っていることでしょう。真の地域連携・ネットワークとは何か？当事者と支援者がお互いに手をつなぎ、そして、連携の輪を作っていくことこそ、地域で最後まで人としての尊厳に守られ、障害者権利条約に言う平等な社会での平等な生活を送れるのではないのでしょうか。

第43回医療研究全国集会・第8分科会では、障がい児(者)が生き生きと暮らせる地域支援の在り方について、皆で考え合いたいと思っています。分科会として、皆様から以下のレポートを広く募集します。

【募集レポート内容】

1. 在宅における様々な地域連携・ネットワークづくり等について
2. 障がい児(者)福祉施策に対する家族・当事者の想いについて
3. 在宅支援・通所利用者への障害福祉サービス支援の取り組み・課題・問題点について
4. 入所利用者への法制度の改訂に伴う、障害福祉サービス支援の取り組み・課題・問題点について
5. 障害者虐待防止法、障害者差別解消法への障害者施設での対応や課題について